

令和6年 4月 25日

開成町指定給水装置工事店 様

開成町都市整備課長  
(公印省略)

開成町の給水装置の維持管理について (通知)

日頃、町行政にご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、この度、開成町の給水装置の維持管理について取り扱いが変更になりました。  
令和6年6月1日(土)より変更を行いますのでご留意願います。

- 変更内容 利用用途が無い給水装置については、町所有の配水管より分水止め撤去を原則とする。ただし、撤去出来ない理由がある場合はこの限りではない。
- 対象地区 開成町みなみ地区  
※これをもって開成町全域は上記の考えとする。
- 施工及びその範囲 令和6年6月1日以降に新規で申請、提出及び受理された書類全て。

問い合わせ先  
都市整備課  
TEL 0465-84-0321  
FAX 0465-82-5234